

平成 30 年 2 月 23 日

井原 勝介 様

岩国市都市建設部
拠点整備推進課

公文書開示請求における開示文書の写しの送付について

標記件について、別添のとおり送付いたします。

【問い合わせ】

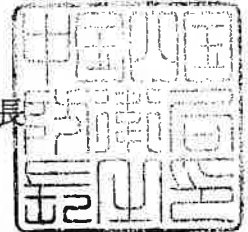
岩国市都市建設部拠点整備推進課

担当：倉橋・川原・齋藤

TEL 0827-29-5164

岩国市長 殿

防衛省所管国有財産部局長
中国四国防衛局長



提供国有財産一時使用許可書

平成29年8月24日付け平29-拠整第175号の申請に係る国有財産（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和27年法律第110号。以下「法」という。）第2条の規定によりアメリカ合衆国の軍隊に使用を許した国有財産をいう。）の使用（収益を含む。以下同じ。）については、下記の条件により許可する。

記

（使用許可財産）

第1条 使用を許可する財産（以下「使用財産」という。）は、次のとおりとする。

施設名：FAC4092岩国飛行場

所在地：山口県岩国市愛宕町

区分：①土地、②立木竹、③建物、④工作物

数量：①172, 149.84㎡、②1, 304本、

③34棟 8, 702.57㎡/10, 063.88㎡、④一式

使用部分：申請図面と同じにつき省略

（指定する使用目的）

第2条 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、前条の財産を都市公園施設の用に供しなければならない。

（使用期間）

第3条 使用を許可する期間（以下「使用期間」という。）は、条例の制定後、供用開始日から平成30年10月19日までとする。ただし、使用期間の更新を受けようとするときは、使用期間満了2か月前までに書面をもって防衛省所管国有財産部局長中国四国防衛局長（以下「部局長」という。）に申請しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、無償とする。

(使用料の改定)

第5条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて必要があると認めるときは、使用料の改定をすることができる。

(維持保存)

第6条 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、使用財産の維持保存をしなければならない。

(使用上の制限)

第7条 使用者は、使用財産を第2条において指定する目的以外の用に供してはならない。

2 使用者は、使用財産の現状を変更してはならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由のために改築、改造その他の現状変更（建物又は工作物の新設を含む。以下同じ。）をしようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(経費の負担等)

第8条 使用財産の維持保存、現状変更及び使用のために支出する経費は、すべて使用者の負担とする。この場合において、使用者は、使用財産に投じた必要費、有益費及びその他の費用を国に対し請求しないものとする。

(貸付け等の禁止)

第9条 使用者は、使用財産の全部又は一部を他の者に貸し付け若しくは使用させ又は担保に供してはならない。

(第三者に対する損害賠償責任)

第10条 使用者は、使用財産の使用により他に損害を及ぼしたときは、その損害につき一切の責任を負わなければならない。

(使用の中止)

第11条 使用者は、使用期間中において、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項(a)ただし書の合意（当該合意に基つき締結された現地協定を含む。以下「協定条件」という。）に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになったときは、部局長の通知により直ちに使用を中止して合衆国軍隊の用に供し得る状態にしなければならない。

(許可の変更)

第12条 部局長は、使用期間中において使用財産について協定条件が変更されたときは、その変更された条件に基づいて許可の変更を行う。

(許可の取消等)

第13条 部局長は、使用期間中において使用財産を一時使用の許可をすることができる国有財産の範囲から除外することについて、日本国とアメリカ合衆国との間に合意が成立したとき又は協定条件に基つき合衆国軍隊から通告があったときは、許可の取消し又は変更を行う。

第14条 部局長は、使用期間の開始後30日以内に正当な事由がなく定められた使用を開始しないとき又は使用の許可の条件に違反したときは、許可の取消し又は変更をすることができる。

(補償請求の放棄)

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、使用者に損失が生じることになっても国に対して何らの補償を請求しないものとする。

- (1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅する場合
- (2) 第11条の規定により使用を中止する場合
- (3) 第12条から第14条までの規定により許可の取消し又は変更がされる場合

(返還)

第16条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその使用財産を返還しなければならない。

- (1) 法第4条第2項の規定により使用する権利が消滅した場合
- (2) 第13条及び第14条の規定により許可の取消し又は使用財産の一部の返還を伴う変更がなされた場合
- (3) 使用期間が満了した場合
- (4) 使用財産の使用を辞退する旨の申出をし、その承認がなされた場合

(原状回復)

第17条 使用者は、前条の規定により使用財産を返還するに当たっては、使用者の負担において部局長の指定する期日までに使用財産を原状に回復しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用者の負担においてこれを行うことができる。この場合において、使用者は何らの異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第18条 使用者は、その責めに帰する事由により使用財産の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害の賠償をしなければならない。ただし、前条の規定により、使用財産を原状に回復したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合のほか、使用者は、本許可書に定める義務を履行しないため国に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

(報告)

第19条 使用者は、使用財産の全部又は一部に滅失又はき損が生じたときは、その被害原因、被害状況、被害財産の数量その他必要な事項を遅滞なく部局長に報告しなければならない。

(実態調査等)

第20条 部局長は、使用財産について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(協定条件の遵守)

第21条 使用者は、使用財産の使用に当たっては前各条に規定するもののほか協

定条件に従わなければならない。

(疑義の決定)

第22条 本許可書に関し、疑義のあるときは、部局長の決定するところによるものとする。

注：1 この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に防衛大臣に対して審査請求をすることができる。なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この許可の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この許可があったことを知った日から6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、許可があったことを知った日から6月以内であっても、許可の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができない。